

日韓共同開催のワールドカップもブラジルの優勝で幕を閉じなだか物足りない日々を過ごしているのは私だけでしょうか？さて今回は発行後問い合わせが多かった、4月に概略をご紹介したNOx・PM法について再度ご紹介したいと思います。今回は実際の車検証をもとに規制対象車及び使用期限の判別法をご紹介したいと思います。

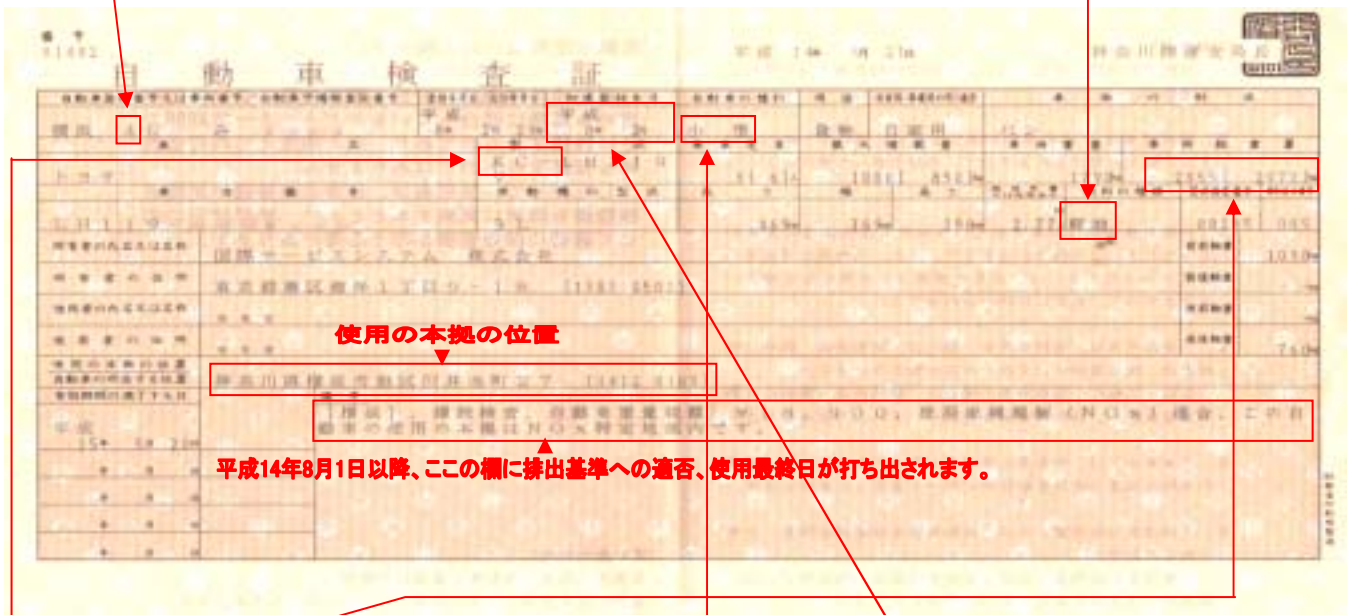
NOx・PM法の話(2)

規制対象車なのかどうか？又規制対象車ならば使用期限はいつまでなのかは車検証で判別します。下の車検証で調べてみましょう。

ナンバープレートの分類番号 分類番号の最初の数時が1.2.3.4.5.6.7.8は対象車の可能性があります。

燃料の種類

軽油を燃料とする車は対象車の可能性があります。
ガソリン又はLPGを燃料とする乗用車については対象外です。



使用の本拠の位置

平成14年8月1日以降、この欄に排出基準への適否、使用最終日が打ち出されます。

型式識別記号

下記の表に書かれている識別記号の車は規制対象車です。

車両総重量	ディーゼル車		ガソリン・LPG車	
	規制対象車 型式識別記号	規制対象車 型式識別記号	規制対象車 型式識別記号	規制対象車 型式識別記号
ト 1.7t以下	KP-, HW-, KE-, HA-, KA-, S-, P-, N-, K-, 記号なし	L-, J-, H-, 記号無し		
ラ 1.7t超	KQ-, HX-, KJ-, HE-, KF-, P-, N-, K-, 記号なし	T-, L-, J-, H-, 記号無し		
ク 2.5t以下	HB-, S-, P-, N-, K-, 記号無し			
ケ 2.5t超	KR-, HY-, KG-, HC-, KC- , S-, P-, N-, K-, 記号なし	Z-, T-, M-, J-, 記号無し		
カ 3.5t以下	P-, N-, K-, 記号なし			
コ 3.5t超	KC-, W-, U-, P-, N-, K-, KM-, KN-, HT-, HU-, KH-, HD-, KE-, HA-, KD-, Y-, X-, Q-, N-, K-, 記号無し	Z-, T-, M-, J-, 記号無し		
乗用車				対象外

上の車検証の車は分類番号 4・識別記号 KC-・燃料 軽油です。よって**規制対象車**であることが判ります。更に使用期限は自動車の種別 **小型** 初年度登録平成8年2月です。よって平成17年9月30日以降の検査証有効期間満了日です。よって平成18年5月20日までの使用期限となります。更に東京都のPM規制に照らし合わせますと識別記号KC-の車は短期規制車で、平成15年10月の規制値をクリアしておらず、更に平成15年10月時点で猶予期間7年を経過していますので、平成15年10月以降東京都に乗り入れる際、都が認可しているPM減少装置を取付ける必要があります。車や建設機械の排気ガス規制については、今後益々厳しくなることが予想されます。

特定自動車の種別	初年度登録	使用可能最終日	
		各年月日の検査証の有効期間満了日	
普通トラック	平成元年9/30以前	平成15年9/30以降	
	平成元年10/1～平成5年9/30	平成16年9/30以降	
	平成5年10/1～平成8年9/30	平成17年9/30以降	
	平成8年10/1～平成14年9/30	初年度登録から起算して9年間の末日に当る日以降	
小型トラック	平成2年9/30以前	平成15年9/30以降	
	平成2年10/1～平成6年9/30	平成16年9/30以降	
	平成6年10/1～平成9年9/30	平成17年9/30以降	
	平成9年10/1～平成14年9/30	初年度登録から起算して8年間の末日に当る日以降	
大型バス 定員30以上	昭和61年9/30以前	平成15年9/30以降	
	昭和61年10/1～平成2年9/30	平成16年9/30以降	
	平成2年10/1～平成5年9/30	平成17年9/30以降	
	平成5年10/1～平成14年9/30	初年度登録から起算して12年間の末日に当る日以降	
マイクロバス 定員11人以上30人未満	昭和63年9/30以前	平成15年9/30以降	
	昭和63年10/1～平成4年9/30	平成16年9/30以降	
	平成4年10/1～平成7年9/30	平成17年9/30以降	
	平成7年10/1～平成14年9/30	初年度登録から起算して10年間の末日に当る日以降	
特種自動車 車検期間1年のもの	昭和63年9/30以前	平成15年9/30以降	
	昭和63年10/1～平成4年9/30	平成16年9/30以降	
	平成4年10/1～平成7年9/30	平成17年9/30以降	
	平成7年10/1～平成14年9/30	初年度登録から起算して10年間の末日に当る日以降	
特種自動車 車検期間2年のもの	昭和63年9/30以前	平成15年9/30以降	
	昭和63年10/1～平成4年9/30	平成16年9/30以降	
	平成4年10/1～平成7年9/30	平成17年9/30以降	
	平成7年10/1～平成14年9/30	初年度登録から起算して10年間の末日に当る日以降	
ディーゼル乗用車 車検期間1年のもの	平成元年9/30以前	平成15年9/30以降	
	平成元年10/1～平成5年9/30	平成16年9/30以降	
	平成5年10/1～平成8年9/30	平成17年9/30以降	
	平成8年10/1～平成14年9/30	初年度登録から起算して9年間の末日に当る日以降	
ディーゼル乗用車 車検期間2年のもの	平成7年9/30以前	平成16年9/30以降	
	平成7年10/1～平成14年9/30	初年度登録から起算して9年間の末日に当る日以降	

以上 ご不明な点、分からない事がありましたら国際サービスにご相談ください。